

セルフスタンド火災について

危険物の規則に関する規則等の一部改正 平成19年10月1日

最近よく見かけるようになったセルフサービス式のガソリンスタンド。価格が安いこと、少ない量でも気兼ねなく給油できる点などが人気のようですが、「危険物を取扱っている」という認識を持っていないと、思わぬ事故につながります。

右の写真は、海外でのセルフスタンドでの火災発生の瞬間を捕らえたものですが、給油中に、運転者の体に帶電していた静電気が給油口付近の金属に触れた時に放電され、その時発生した火花がガソリンの可燃性蒸気（ベーパー）に引火したものです。

日本においても、●セルフスタンドの数の急激な増加 ●ガソリンの危険性について意識はなく、セルフにも慣れていないお客様などの要因で、セルフスタンドに更に事故防止に向けた安全対策が課せられるようになります。



＜これまでの対策＞

〔漏えい事故対策〕

- ①満了停止装置の義務付け
- ②適切な給油方法周知

〔静電気火災対策〕

- ①固定給油設備のアースの確認
- ②静電気除去シートなどで給油キャップ開放時の静電気火災防止

＜今回の改正内容＞

〔漏えい事故対策〕

● **吹きこぼれ時に飛散しない措置の義務付け**

(措置例)  スプラッシュガード

〔静電気火災対策〕

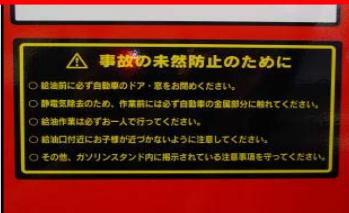
● **固定給油設備のノズルの手で触れる部分の導電性の確保**

(導電性のあるノズルの例) 

危険物の規則に関する規則等の一部改正
平成19年10月1日

セルフスタンドでの給油時の注意事項

皆様もご存じのことと思いますが、この機会に注意事項をまとめました。

				
静電気除去シート 給油口を開ける前にはこのような静電気除去シートに触れましょう。「パチッ」ときませんとあるとおり、「パチッ」ときません。	油種確認 必ず給油前に油種を確認しましょう。ノズルの色はハイオク「黄色」、レギュラー「赤色」、軽油「緑色」、灯油「青色」と決められています。	事故の未然防止のために <ul style="list-style-type: none"> ・給油前に自動車のドア・窓をお閉め下さい。 ・静電気除去のため、作業前には必ず自動車の金属部分に触れてください。 ・給油作業は必ずお一人で行って下さい。 ・給油口付近にお子様が近づかないように注意して下さい。 ・その他、ガソリンスタンド内に掲示されている注意事項を守ってください。 	給油中エンジン停止 給油の際に必ずエンジンを停止しましょう	火気厳禁 くわえたばこ等は非常に危険です。

セルフスタンド向け消火設備 コンパクトフォーム

1998 年の消防法改正で規制緩和されたことにより、危険物の規制に関する政令が改正され、「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所」（セルフ式ガソリンスタンド）が登場しました。セルフスタンドには、右図のような機械泡消火設備が設置されており、アイランドの下部に、泡放射ノズルが埋め込まれており、火災時、常駐している係員の操作により泡消火薬剤が放射され消火できるようになっています。



アイランドに泡ノズルが埋込まれており、横から水平方向に扇型で機械泡消火薬剤が放射されます



消火器の基礎知識 「使用上の注意点」 №.2

皆様ご存じのことと存じますが、消火器の基礎知識について、5回に分けてまとめてまいります。
9月は「使い方」でした。今月は「使用上の注意点」についてご説明します。

- 〔1〕消火器は初期消火をする器具です。消火範囲も限度があります。消火器での消火可能な火災の目安は、
室内では、火柱が天井に届くまでです。
- 〔2〕消火の際、火に近づき過ぎないようにしてください。消火開始時には、3m程度の距離を保ち、
炎がおさまるにつれて接近してください。
- 〔3〕消火に際しては逃げ道を確保してください。
室内では、出口を背にして使用してください。屋外での消火は風上より消火してください。



『 技 』